

## 第 2 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和3年2月8日(火)午後1時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター202会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎  
委 員 加 屋 本 旬  
委 員 信 夫 恵 美 子
4. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹  
教 育 次 長 扇 田 誠  
学 校 教 育 課 長 北 村 公 志  
学 校 給 食 セ ン タ ー 長 柴 田 憲  
生 涯 教 育 課 長 竹 内 圭 介  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 川 崎 元  
学 校 教 育 課 庶 務 係 矢 口 真 也
5. 教育長の報告 報告第1号 教育行政動向報告(1月12日~2月8日分)について  
報告第2号 校長採用候補者、教頭昇任候補者及び主幹教諭昇任候補者の登録結果について
6. 附議事件 議案第3号 令和2年度教育費補正予算に係る専決処理について  
議案第4号 七飯町立小中学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について  
議案第5号 七飯町スポーツ振興補助金交付要綱の一部改正について  
議案第6号 七飯町適応指導教室設置要綱の一部改正について  
議案第7号 生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則の一部改正について  
議案第8号 七飯町老人大学開設要綱の一部改正について  
議案第9号 令和3年1月12日議決「議案第2号 七飯町教育振興基本計画の改定の延期について」の取り消しについて  
議案第10号 第3次七飯町教育振興基本計画の策定について  
議案第11号 令和3年度七飯町教育行政方針の策定について
7. その他 今後の教育委員会会議等の予定について
8. 承認事項 報告・議案は原案通り承認された。
9. 傍聴人等 なし
10. 閉 会 午後2時30分
11. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
12. 署 名 教育長 與田 敏樹

委員 加屋本 旬

調整者 矢口 真也

## 別紙

與田教育長

：全員揃いましたので、定刻前ですけれども、ただいまから令和3年第2回定例七飯町教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名委員は加屋本委員、お願いいたします。

次第に沿って、3番目の教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告ということで、本日、配付をさせていただきました。

1月12日分からでございますが、1月12日、定例教育委員会、本年第1回目の会議を開催いたしました。

13日から15日、七飯町老人大学新年の集いがそれぞれ開催をしております。

19日、郷土史研究会では、令和3年度の総会を開催しております。

20日、定例校長会議を開催して、記載3点について情報提供しております。

25日、定例教頭・主幹教諭会議で、校長会同様の対応について情報提供しております。

続きまして、26日から2月2日まで、秋の公民館講座で作品展を文化センターで行いました。

2月3日から5日まで、七飯町老人大学閉校式が開催され、2月3日に開催をした大沼老人大学の閉校式が最後の閉校式となりました。参加人数は、ここ数年来、10人台にとどまっております。向こう二、三年いろいろ議論してきたのですけれども、大沼地域の人口減少等々もあり、これ以上、参加者が増える見込みがないということで、地域の皆様方の合意をいただいて閉校という形をとらせていただきました。なお、老人大学が閉校になりましても、参加者の皆さんがコーラスだとか、サークル活動を行っていますので、その活動については継続して支援をしていくという形をとりたいということでございます。40年という式典を昨年行いまして、節目の年になったのですけれども、その節目が閉校という節目の年になったということで、大変残念ではありますけれども、時代の流れかなということで思っております。

七飯の老人大学と大中山の老人大学についても、ここはまだまだ50人前後の方々が行われておりますが、とは言っても過去に比べると参加人数が減ってきているという状況でありますので、老人大学の自治会の皆さん方と少し話し合いをして、講座の見直し等も含めて参加者が増えるような手だてをとっていきたいということで考えております。

それから、2月6日、全国和食王選手権という、聞き慣れない言葉ですけれども、正式に言いますと全国子ども和食王選手権ということで、小学生の子どもたちを対象にして、高学年を対象にして、その地域での食べ物について小学生が調べて、それを発表すると、疑問に思っている点を調べて発表すると、それを3分間のYouTube動画に撮って、今回主催が農林水産省ですけれども、そちらに送ったら、北海道ブロックの予選を勝ち抜いて全国大会に参加となったということで、それも先週の土曜日にライブで全国大会が行われまして、改めて七重小学校の子どもたち3名1チームが参加をして、8チームが決勝に残ったのですけれども、見事、準優勝になったということです。

そういうことで、子どもたちがリモートでしたけれども、非常に活躍をしているということで、町長のほうに伝えたところ、何らかの形で子どもたちを表彰したいということでおっしゃっていますので、その辺、少し教育委員会内部でも検討するという形で子どもたちの栄誉を称えるために改めて表彰なり、何なりをしたいなと思っております。

以上が、今日までの行政動向報告でございます。何か、質問、意見等があれば伺います。

山川委員。

山川委員 : 老人大学のことなのですけれども、残念ながら大沼は閉校ということになったのですが、引き続きサークル活動なりはできるようですけれども、例えば他の地域の大学の講義内容にとっても興味があって、そっちに参加したいなんていう人が例えば、大沼地域でいた場合に、それはどういうふうな扱いになりますか。

興田教育長 : それですね、今までも大中山老人大学に東大沼から通われている方もいらっしゃると思いますので、そこはどちらでも、七飯でも、大中山でも居住地関係なく受けます。

山川委員 : 自分で足を確保して参加するということですね。  
あとは、何というのか参加者が、高齢者が増えてきているのだとは思いますが、参加者は増えてないという現状みたいですが、前にも話題になって、何かアンケートとったらそれでいいということで、老人大学という名前、今はカルチャー全盛の時代だけれども、何か古くさい。

たしか、前に聞いたら、参加している人はそれでいいというような結果でしたということでしたけれども、それは例えばこれから参加したいと思っている人がどうなんだろうなという、もう行っている人は老大という感じなんだけれども、改めてちょっと面白そうだなというところの部分が名前だったり、結構大事ですから、そのあたりも含めて考えたらいいかなと思いますけれども。

興田教育長 : 今、七飯老大の自治会のほうで、その名称についても検討しています。閉校式のときに、自治会長さんがおっしゃっていましたので、そこで何らかの答えが出てくるかと、大中山のほうも少し考えて。いずれにしても、自治会というものがありますので、教育委員会としてああだ、こうだということはなるべく口を出さないで、第三者に向けて、対外的に向けて、機構の問題もありますけれども、やはりその自治会の意思というものを尊重していきたいなというふうに思っていますので、ただおっしゃっていることはよく分かりますので。

山川委員 : 状況は分かりました。

興田教育長 : よろしいですか。

全員 : はい。

興田教育長 : ありがとうございます。

では、報告第1号教育行政動向報告については、報告済みとさせていただきます。

続きまして、報告第2号校長採用候補者、教頭昇任候補者及び主幹教諭昇任候補者の登録結果について、事務局よりお願いいたします。

学校教育課長 : 報告第2号校長採用候補者、教頭昇任候補者及び主幹教諭昇任候補者の登録結果について御報告申し上げます。

令和3年度の公立小中学校長採用候補者、教頭昇任候補者及び主管教諭昇任候補者の登録について、後ろについていますけれども校長採用候補者選考結果、教頭昇任候補者選考結果、主管教諭選考結果につきまして、別紙のとおり報告がありましたので、通知がありましたので報告済みといたします。

【人事案件につき、会議録省略】

以上でございます。

與田教育長 : 以上、御報告とさせていただきます。質問、意見等、特にないと思いますが、こういう結果でございましたので、教頭先生方については来年度、残る先生、異動になる先生いらっしゃるけれども、それぞれのところで頑張っていたきたいなというふうに思っております。よろしいですか。

全員 : はい。

與田教育長 : 個別に、何かあれば後程お聞きします。以上で、報告第2号校長採用候補者、教頭昇任候補者及び主管教諭昇任候補者の登録結果について、報告済みとさせていただきます。続きまして、4番、附議事件、議案第3号令和2年度教育費補正予算に係る専決処分について、事務局よりお願いいたします。

学校教育課長 : それでは、議案第3号令和2年度教育費補正予算に係る専決処分について御説明申し上げます。

令和2年の教育費補正予算を別紙のとおり、町長に提出することについて、教育委員会職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則、第2条第2項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案の3ページを御覧ください。このたびの補正は、国の補正事業の地方負担分に交付金を充当できることになったことに伴う財源更生と事業実績見込みに基づく減額補正が主なものでございます。

10款教育費1項2目事務局費は、スクールバス運行費としまして、学校行事の中止など、執行見込みにより委託料がスクールバス運行業務委託料386万円の減額でございます。学校管理費から、スポーツ合宿事業費は財源更生でございます。

学校給食センター長 : 私から、学校給食センター所管分について御説明いたします。

同じく3ページになります。

2目学校給食費事業には、学校給食センター運営費です。18節負担金、補助及び交付金、学校給食減免補助金として8月及び9月分の学校給食費について無償化しておりましたが、事業が完了いたしましたので57万3,000円を減額しております。

補正前予算額1億7,624万3,000円、補正後予算額1億7,567万円となっております。

説明は以上でございます。

與田教育長 : この補正予算につきましては、午前中に開催した令和3年第1回臨時議会において可決をされております。

その際、スクールバス運行費の減額補正について質問が出ております。金額が大きいので理由を教えてほしいということで質問があつて、学校教育課長のほうから、コロナ禍にあつて、学校行事が大きくできなかつたと、吹奏音楽祭とか、そういうのができなかつたので運行が減つたということが理由として挙げられるということで答弁しております。

全体で、皆さんのほうから質問、御意見があれば伺いたいと思いますが、何かございますか。

山川委員。

山川委員 : このスクールバスの運行費というのは、これはどちらかに外部委託していますよね。そのときに、例えば実績での支払いですか。年間通しての契約とかではなくて。

與田教育長 : 学校教育課長。

- 学校教育課長 : 大沼交通さんのほうに丸ごと業務を委託しておりまして、1回幾らという形で、年間契約ではなくて運行ごとの支払いの契約になっております。
- 山川委員 : 請負う方もやってみるまで収入のあれが、おおよそは分かるのだろうけれども、結果、結構減ってしまう。
- 山川委員 : 町の財政的にはいいんでしょうけれども、請負うほうも大変ですよ。そういう仕組みですから。
- 與田教育長 : ほかにありますか。
- 全員 : なし
- 與田教育長 : ありがとうございます。  
以上をもちまして、議案第3号令和2年度教育費補正予算に係る専決処分について、御承認賜ったのもとさせていただきます。  
続きまして、議案第4号七飯町立小中学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について、事務局よりお願いいたします。
- 学校教育課長 : それでは、議案第4号議案の4ページ御覧ください。  
七飯町立小中学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について提案説明申し上げます。  
この度、提案いたします七飯町立小中学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正につきましては、補助する大会を中体連及び吹奏楽連盟等が主催する大会に限定するため、対外競技等の定義の変更及び文言の整備を行うものでございます。  
資料1の七飯町立小中学校対外競技等参加費要綱新旧対照表により御説明いたします。  
題名を「七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱」に改め、第1条中「小中」を削ります。  
第2条第1項中「次の各号に定めるものをいう」を「北海道中学校体育連盟、北海道吹奏楽連盟等が主催する競技のうち教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、町長と協議の上認めるものをいう」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削ります。  
第3条第1号中「町内大会及び」を削り、第4条第2号、第5号及び第7号中「町長と協議の上」を削り、第9条「小中」を「町立」に改めます。  
議案に戻っていただきまして、附則、この規則は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。  
提案説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。
- 與田教育長 : 議案第4号七飯町立小中学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について、質問、御意見等ございますでしょうか。  
信夫委員。
- 信夫委員 : この吹奏楽連盟、これに絞ったという理由は。今、町内で文化部というか、変更につながるの吹奏楽だけということか。例えばほかに「演コン」とかもある。実際に七飯町の学校が出てないとは思うのですけれども、「演コン」あるいはリコーダーもある。そういうものは外して、吹奏楽部だけに絞ったというのは、町内で参加していないから、今のところ参加しているのは「吹コン」だけだからということなんでしょうか。
- 教育次長 : この第2条で名前を変えましたけれども、吹奏楽部連盟等とあるのです。それで、その文化系のそういうものにつきましては、一応は原則では学校教育でやっている大会ということに限らせてもらっていますので、この例としては吹奏楽を入れていますけれども、そのほかにも考えられますので。
- 加屋本委員 : すみません、単純な質問です。名称変更は「小中」を「町立」に改めたというのは、岳陽関係でいいですね。

- 山川委員 : 先ほどの信夫委員の話に関連しているのですけれども、そういうルールだよ  
ということは、広く皆さんに周知している上でということですね、それでお  
願いしたいと思います。
- 興田教育長 : 議会が通らないと公にならない、できないので議会が通った後にホームペー  
ジ等で、学校のほうには事前に下ろしています。
- 信夫委員 : 小学校の部分、中学校の部分はどのような分けになるのか。
- 興田教育長 : 後ほどそこは、また提案します。  
この件についてよろしいですか。
- 全員 : はい。
- 興田教育長 : では、七飯町立小中学校対外競技等参加費経費補助金要綱の一部改正につい  
ては、御承認賜ったものとさせていただきます。  
続きまして、議案第5号七飯町スポーツ振興補助金要綱の一部改正について、  
事務局にお願いします。
- スポーツ振興課長 : それでは、議案第5号、5ページになりますが、七飯町スポーツ振興補助金  
交付要綱の一部を改正する訓令を定めることについて御説明申し上げます。  
このたびの改正は、七飯町行政改革の一環というので改正するものでござい  
まして、これによりまして一定の減額をしながら補助対象を広げるというふう  
になっています。  
改正内容ですけれども、資料の2になります。左が改正前で右が改正後。  
ちょっと前後しますけれども、要約して説明させていただきたいと思います。  
まず、資料の2の2枚目になりますけれども、これまでは大会参加料旅費の  
半額、それから宿泊料の定額を合算して補助しておりましたけれども、これ  
を一律全道大会1人1万円、全国大会は1人2万円の定額を定額補助とする  
ものでございます。  
二つ目としまして、資料でいきますと1枚目になりますけれども、こちらに  
つきましては、これまで小中学生についてはスポーツ少年団としての登録が  
条件でしたけれども、今回の改正では登録のない団体や個人も補助対象とす  
るものでございます。これによりまして、先ほどの学校教育課所管の対外競  
技補助金の対象とならない児童生徒が、こちらのほうの補助の対象になる  
ということになります。スポーツ関係について、こちらのほうの補助にとい  
うことになります。  
三つ目としまして、ページめくりまして3枚目になりますけれども、補助回  
数、これを全道大会、全国大会それぞれ2回までを限度としてお受けする  
ということにしております。  
最後になりますけれども、こちらにつきましては資料2の2枚目、下線で引  
いてありますけれども、人数制限を設けまして、選手は20名、監督・コー  
チは2人までというふうに限度を設けることになっております。  
あとは、七飯町体育協会が七飯町スポーツ協会だとか、文言整理が若干あり  
ます。  
最後になりますけれども、この訓令は、令和3年4月1日から施行するもの  
でございます。  
説明は、以上でございます。
- 興田教育長 : 議案第5号七飯町スポーツ振興補助金交付要綱の一部改正について、御提案  
申し上げました。質問、御意見等ございますか。
- 加屋本委員 : 私もさあっと読んできたんですけども、理解できない部分がありまして、例  
えばクラブチームの対象は誰ですか。

スポーツ振興課長：今までクラブチームというのは少年団に登録していれば、クラブチームであっても出してました。だけど、少年団登録がない場合は出さないというような形になっています。

これからは、そういう場合も、少年団の枠がないので、例えば小学校にそういうクラブがないとか、中学校にクラブがなくクラブチームに入っているという場合については出すような、柔軟に対応していこうというようになります。

加屋本委員：サッカーのフロンティアトルナーレなんていうのは、七飯が主体に結成されて当初いるけれども、そういうのはどうなるのか。

スポーツ振興課長：フロンティアは今まで少年団に入っていますので、少年団として正規に出しております。あとは、七飯のほうにあるチームもあるのですけれども、こちらも少年団に入っていますので、それは普通にしております。

加屋本委員：先月、道南のバドミントン大会で大中山中の女の子、チャンピオンが、木村さん、全国行きますよね。この子に対しても、それも北斗市かどこかにある、そういうバドミントンのクラブチームですよ。それについても対象か。

スポーツ振興課長：これも北海道の少年団登録というような形で今まで、当然、七飯も入っているのですけれども、北海道の北斗市にあっても、北海道の少年団。その少年団に入っているのです、普通に子どもの分だけ出すというような形です。

教育次長：今の補足ですが、基本は七飯町民が対象ですので、七飯町外のクラブチームに入っている、それは対象になります。逆に、七飯町でも町外の方は出しませんという解釈です。

加屋本委員：個々によっていろいろな判断が難しいのがあったので、ありがとうございます。

與田教育長：ほかにございますか。よろしいですか。

全員：はい。

與田教育長：少し、学校教育の分はスポーツ振興課のほうにお話ししましたがけれども、生涯教育として所管するものについては今回、挙げていません。ここは少し整理を出させていただくということで考えております。

ただ、いずれにしても学校教育の範疇を今回、決めましたので、スポーツ振興課とか、生涯教育の範疇に入ってくる補助対象が増える可能性があります。ただ、それにつけても学校として子どもの平日やる場合に出席扱いするものについては、まず補助対象の第一ハードルについては超えさせたいと思います。だからといって全て対象になるわけではないですが、学校として出席扱いにならないものについては、そこは補助対象とするということについてはどうか。そのスポーツのほうは学校の出席関係ないんだね。だから、さっき言った吹奏楽の関係だとかについては、少し線引きをしないと、学校教育活動としてやっている分については、基本的には吹奏楽連盟とか全部扱いになりますからいいですけども、そうではないものについては、そこは補助対象から外したいということで、それは生涯教育に移ったとしても。

結局、文化系のやつは何もないのです、書道だとか。あれは作品だけ送って終わりなんです。スポーツだとか、吹奏楽については町費として出る子どもたちを送り込んでお金をかけていますけれども、それ以外のものというのは作品、絵もそうです。ですから、そういうのもあるのでトータル的に出さないということではなくて、出す時の基準、そうだよねという状況に今回、改めて全般的にしたいということで、今回、第一弾として整理をさせていただいたということです。

- 信夫委員 : 例えば、ちょっとあれなんですけれども、確かに演奏とかはしないけれども、書道とか絵画とか表彰式とかあるじゃないですか。表彰式でたまたま札幌に呼ばれるとか、そういう作品展もありますよね。
- 與田教育長 : そこは検討の余地は出てくると思います。ただ、それが基本的に文化系のものというのは、今スポーツ系のは地区の予算大会もあって、全国があるという大前提なのです。この地区がなくて、最初から全国に行くやつについては対象にしてないのです。その絵画系のやつは地区が見えないので、余り好ましくないということなのですけれども、書道展なども絵画でも地区の予選に抜擢されて、そこから行くという形のルールにするのか、それについては少し検討させていただきたいなど。ちょっとスポーツと一緒にするわけにはいかないのです。
- 山川委員 : 今の教育長のお話の中で、出席扱いとそうでないという言葉が出てきましたけれども、それって例えばどういう。例えば、ブラスバンドだったり、スポーツだったり。
- 與田教育長 : スポーツであれば、中体連は全部公欠扱いです。要するに出席扱いです。それも、学校として主催、中学校体育連盟という。ただ少年団とかとなると多分休みになってしまうと思うのです。ただ、それを今までは少年団に加入していないと出しませんよということだったのですけれども、そのところ加盟していなくても出しますと、出席扱いでなくてもいいですよ。ただ、金額的には下げましたというところで、幅広くしましたけれども、額を下げたという形を今回。いじっていないのは中体連関係と吹奏楽連盟の関係はいじっていないということです。
- 山川委員 : でも、大分すっきりした形にはなっていますね。
- 與田教育長 : では、質問、御意見ございませんか。
- 全員 : はい。
- 與田教育長 : ありがとうございます。  
七飯町スポーツ振興補助金交付要綱の一部改正については、御承認賜ったものとさせていただきます。  
続きまして、議案第6号七飯町適応指導教室設置要綱の一部改正について、事務局よりお願いします。
- 学校教育課長 : それでは、議案第6号、議案の7ページを御覧ください。  
七飯町適応指導教室設置要綱の一部改正について、提案説明申し上げます。  
このたび提案いたします七飯町適応指導教室設置要綱の一部改正につきましては、令和2年第5回定例教育委員会会議におきまして、御承認いただきました適応指導教室設置要綱の一部改正において、学校復帰の文言の削除を行いました。令和3年度から改めて適応の文言を改正するもので、「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「適応教室指導員」を「教育支援員」にそれぞれ名称変更するものでございます。  
資料3の新旧対照表により、御説明申し上げます。  
題名を、七飯町教育支援センター設置要綱に改め、要綱・様式中、「適応指導教室を教育支援センター」に、「教室」を「センター」に「適応教育」を「教育支援」に、「適応教室指導員」を「教育支援指導員」に改めるものでございます。  
戻っていただきまして、附則として、この附則は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

議案説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

與田教育長 : 議案第6号七飯町適応指導教室設置要綱の一部改正について御提案申し上げました、御質問、御意見等ございますでしょうか。特によろしいですね。

全員 : はい。

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第6号七飯町適応指導教室設置要綱の一部改正については、御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第7号生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則の一部改正について。

生涯教育長 : それでは、議案第7号生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則の一部改正について提案説明を申し上げます。

このたび提案いたします生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則の一部改正につきましては、教育長の報告でもございましたとおり、大沼老人大学が進む高齢化と参加者の減少により、今年度いっぱい閉校することとなりました。町内の三つの老人大学が二つへ変更となることから、規則の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、関係資料の4、生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則新旧対照表により御説明申し上げます。

第3条第2号の次に、次の一言を加えます。第3号七飯町老人大学の運営を行うこと。

次に、第4条中、3名を2名に改めるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則としまして、この規則は令和3年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

與田教育長 : では、議案第7号生涯学習アドバイザー設置に関する規則の一部改正について、事務局より御提案申し上げました。質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

全員 : はい。

與田教育長 : ありがとうございます。

議案第7号生涯学習アドバイザー設置に関する規則の一部改正について、議案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第8号七飯町老人大学開設要綱の一部改正について、事務局よりお願いいいたします。

生涯教育課長 : 議案第8号七飯町老人大学開設要綱の一部改正について、提案説明を申し上げます。

御提案いたします七飯町老人大学開設要綱の一部改正については、先ほど申し上げましたとおり、大沼老人が閉校することから要綱の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案関係資料5七飯町老人大学開設要綱新旧対照表により御説明いたします。

第3条第1項中、「大沼婦人会館」及び「大沼老人大学」を削るものでございます。

議案に戻っていただきまして、この訓練は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどお願いいいたします。

與田教育長 : 議案第8号七飯町老人大学開設要綱の一部改正について、事務局より御提案申し上げました。御質問、御意見等ございますか。

全員 : なし。

與田教育長 : ありがとうございます。  
議案第8号七飯町老人大学開設要綱の一部改正について、御承認賜ったものとさせていただきます。  
ここで若干、休憩をとらせていただきます。

休 憩

與田教育長 : 再開をいたします。  
議案第9号令和3年1月12日議決、「議案第2号七飯町教育振興基本計画の改定の延期について」の取り消しについて、事務局よりお願いいたします。

教育次長 : それでは、議案第9号令和3年1月12日議決、「議案第2号七飯町教育振興計画改定の延期について」の取り消しについて、提案説明申し上げます。  
先月開催されました、令和3年第1回定例教育委員会会議において、議案第2号で議決いただきましたこの件につきましては、令和2年度内では改定を延期し、令和3年度内に策定することとなっておりますが、このたび教育委員会としてポストコロナ時代における考え方がまとまりましたので、前回議決いただいた同計画の延期についてを取り消し、次の議案第10号で改めて、第3次七飯町教育振興基本計画の策定についてを提案させていただきますので、よろしくをお願いいたします。  
簡単ですが、提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

與田教育長 : ただいまの議案で取り消しという形で御提案をさせていただきましたが、ただ、現実的には今日、御承認をいただいて、総合教育会議の中で御承認いただいた後にパブリックコメントにかけるということとなります。一般的には、これは30日ということなのでありますが、ここまで作り上げましたので、これを20日間に短縮してパブリックコメントをかけて、3月2日が議会の初日ですから、その日に成案ができ上がっている状態にしたいということで考えておりました。その大きな理由が、教育行政方針は、教育基本計画をベースにして、教育行政方針というのが成り立っておりますので、パブリックコメントが終わった段階で正確に言うとなつておるという形になりますので、そういう形をとらせていただきたいということで考えております。  
質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

全員 : はい。

與田教育長 : ありがとうございます。  
では、議案第9号令和3年1月12日議決「議案第2号七飯町教育振興基本計画改定の延期について」の取り消しについて、御承認賜ったとさせていただきます。

続きまして、議案第10号第3次七飯町教育振興基本計画の策定についての御説明をお願いいたします。

教育次長 : それでは、議案第10号第3次七飯町教育振興基本計画の策定について、提案説明申し上げます。

この件につきましては、事前に計画案を配付し、議員皆様からの御意見、御指摘をいただいておりますので、説明は簡易な文言の修正や句読点の追加、括弧などは省略しまして、変更点についてのみといたしますので御了承願います。

それでは、資料6の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

別資料の5番、生涯教育の推進の(1)生涯教育の文中で、「希薄化する地域社会」を削ります。これは、基本計画のページでは、11ページの下から6行目となっております。

基本計画の訂正につきましては、1か所でございます。なお、計画内容の要旨につきましては、この後、行われる総合教育会議での提案の際に申し述べたいと思います。

また、先ほど教育長よりお話がありましたとおり、パブリックコメントの実施期間については、この期間を20日に短縮、また臨時の20日以降、町民からの意見があるなしに関わらず、最終決定を臨時の教育委員会を開催せずに、持ち回りの決済で最終決定してよいか、これについても次の総合教育会議のほうで諮っていきたいと思いますので、御了承賜りたいと思います。

以上です。

與田教育長 : では、簡単にご提案申し述べました。質問と意見等ございますか。よろしいですか。

全員 : はい。

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第10号第3次七飯町教育振興計画の策定について、御承認賜ったとさせていただきます。

続きまして、議案第11号令和3年度七飯町教育行政方針の策定について、事務局よりお願いいたします。

教育次長 : それでは、議案第11号令和3年度七飯町教育行政方針の策定につきまして、提案説明申し上げます。

この件につきましても、事前に方針案を配付し、皆様からの御意見、御指摘をいただいておりますので、説明は簡易な文言の修正、句読点の追加、削除は省略して、変更点のみとしますので御了承願います。

資料7の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

④就学援助費の見直しの文中、「生活実態に見合った適正な収入を把握するため」を「適正な援助を提供するため」に改めます。

方針のページでは、9ページの④の1行目となっております。

それと順番がちょっと逆になりますけれども、(4)文化芸術の振興の文中で、「なお、本年度から文化芸術活動の支援として、全道・全国大会に参加する場合には、文化芸術振興補助金を新設し、対応します」という欄は削ります。それに関連して、上段にありますけれども、⑧の対外競技等参加経費補助金の見直しにつきまして、文中のそれ以外の次に「スポーツ」を加えまして、「及び生涯教育課」を削ります。

この文化芸術振興補助金を見送った理由としましては、先ほど説明がありましたとおり補助基準を策定する上で、スポーツ大会との違い、地区予選等の勝ち抜き、上位の大会への出場参加を得るなど分かりやすいものばかりではなく、大会規模や参加者数をどう判断するかなど、調査研究が必要と考えまして、今年度は見送った次第でございます。

なお、方針の内容、趣旨につきましては、この後、総合教育会議で提案の際に述べますので御了承願います。

以上、簡単ではございますが提案説明は終わります。

與田教育長 : 以上、提案説明がありました。御質問、御意見等ございますか。

與田教育長 : なし。

與田教育長 : では、議案第11号令和3年度七飯町教育行政方針の策定について御承認賜ったものとさせていただきます。

以上で、令和3年第2回定例教育委員会会議を終了させていただきます。ありがとうございました。